

生物多様性条約における遺伝資源へのアクセス 及び利益配分：現状と課題

西 村 智 朗

はじめに

I 生物多様性条約

II ボン・ガイドライン

III 遺伝資源へのアクセス及び利益配分をめぐる国際レジーム

おわりに

はじめに

生物多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity：以下生物多様性条約）は、1992年5月22日に採択され、リオデジャネイロで開催された「環境と発展に関する国際連合会議（United Nations Conference on Environment and Development：以下UNCED）」で署名・開放された多数国間環境協定のひとつである。同条約は、1993年に発効し、現在190以上の締約国を確保する「普遍的」条約と言える。同条約の締約国会議（Conference of Parties：以下COP）は、2000年にバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を採択するなど精力的な活動を続けている¹⁾。

生物多様性の保全は、条約の中で「人類の共通関心事」と位置づけられ（前文3項）、COPの下でそのための国際的な対応が進行中と言えるが、他方で生態系の破壊は、悪化の一途をたどっていることも事実である。例えば、国連の提唱により2001年に発足したミレニアム生態系評価プロジェクトの成果である『生態系と人類の福祉』によれば、人間活動によって、生物種の歴史上の平均的な絶滅速度は、平均的な絶滅速度の1000倍にも増加しており、その結果、機知のは乳類、鳥類及び両生類の種の約10～30%が絶滅の危機に瀕しているとされている²⁾。

また、米国が同条約を批准していない（署名のみ）など、条約の実施という側面で課題を残していることも懸念要因である。その理由は、同条約が「生物多様性の保全」及び「その構成

要素の持続可能な利用」に加えて「遺伝資源から得られた利益の公正かつ衡平な配分」を目的の中に明記しており、特に後者は、国際社会の共通利益の保護というよりもむしろ主権国家の権限配分の色彩を残していることによる。

生物多様性条約の採択以前、遺伝資源利用者（主として先進国の企業や研究機関）は、原産国（主として発展途上国）の遺伝資源及び伝統的知識を自由に取得・開発することが可能であった。他方で、当該遺伝資源等を利用して得た利益（例えば特許）については、原産国側に配分されることはなく、このことを発展途上国は「バイオパイラシー」と呼び、強い不満を有していた。結果として、生物多様性条約では、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を条約の目的に掲げ、その具体化のために2002年に「遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン（以下ボン・ガイドライン）」を採択した。しかしながら先進国と発展途上国の対立はなお解消せず、新たな国際レジームの構築が議論されている。2010年10月に開催される名古屋でのCOPの第10回会合（以下会合の回数を末尾につけて表記する。ex. COP10）では、この国際レジームについても結論が出される予定である。

従って、生物多様性の保全及び遺伝資源の持続可能な利用と管理に関する国際法制度については、COP10の結果を踏まえた上で本格的な検討をおこなう必要がある。その前提作業として、本稿では、生物多様性条約の目的と基本原則の起草過程を確認することにより、条約体制における起草当時の遺伝資源へのアクセス及び利益配分（access and benefit sharing：以下ABS）の対立構図を明らかにすると共に、ボン・ガイドラインの交渉経緯とその内容について整理する。その上で、現行（2009年10月段階）のABSをめぐる国際レジームの現状と課題について言及する。

ここで用語の定義について整理しておく。生物多様性条約に従い、「生物多様性（biological diversity）」とは、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むもの」をいう。また「遺伝資源（genetic resources）」とは、「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」をさし、「遺伝素材（genetic material）」とは「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材」をいう（以上条約2条）。ただし条約の公定訳である「遺伝資源の取得の機会（access to genetic resources）」は、その対象が必ずしも「取得」に限定されないと考えため、本稿では「遺伝資源へのアクセス」と呼ぶ。

I 生物多様性条約

(1) 生物多様性条約の起草

生物多様性条約が採択される前にも、自然動植物の保護に関する国際条約は存在していた。例えば1972年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）³⁾に触発されて、水鳥の湿地保護を目的としたラムサール条約や絶滅危惧種の取引を規制するワシントン条約等が採択された。また1979年には、移動性野生動物の種の保全に関する条約（ボン条約）が採択されるなど、種の保全に関する条約は、当該種の分類や保護の性質に即して、個別に国際的な対応が図られてきた。しかしながら、言うまでもなく、自然動植物の種は、それぞれが独立して生息しているわけではない。従って、多くの環境NGOが包括的な種の保全に関する条約の必要性を訴えてきた。例えば、国連環境計画（United Nations Environmental Programme：以下UNEP）の委託を受けて、1980年に国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature and Natural Resources：以下IUCN）及び世界野生生物基金（World Wildlife Fund：以下WWF⁴⁾）が協力して作成した報告書『世界自然保全戦略』では、その目的の中に遺伝子の多様性の保護並びに種及び生態系の持続可能な利用の確保を掲げ、そのための新たな国際的合意が必要であると述べた⁵⁾。IUCNは、その後1981年の第15回総会で、この問題の研究に着手することを事務局に指示した⁶⁾。

また国連の下で初めて持続可能な発展（sustainable development）を提唱した環境と発展に関する世界委員会の報告書『我ら共有の未来（*Our Common Future*）』は「種及び自然生態系という地球から与えられた財産は、近い将来全人類のために保全され、管理されるべき資産と見られるようになるだろう。このことは、必然的に種の保全という課題を国際的な政策議題に加えることになる」と予測し、そのために「発展途上国は、遺伝子の商業目的による使用から得られる経済利益の衡平な配分を確実に受けなければならない」と述べ、「『種に関する条約（A Species Convention）』が種及び遺伝子の多様性の概念を共同の遺産（a common heritage）として規定するべき」と提起した⁷⁾。同委員会の下に設置された環境法に関する専門家委員会も「国家は、生物圏の機能にとって本質的な生態系及び生態学的プロセスを維持し、生物多様性を保全し、及び生物天然資源の利用において最大持続可能量の原則を遵守する」保全及び持続可能な利用原則を打ち出した⁸⁾。

なお、この時期まで遺伝資源へのアクセスについては、国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations：以下FAO）による植物遺伝資源に関する国際申し合わせ（1983年）にあるように「植物遺伝資源は人類の遺産（heritage of mankind）」であり、その結果、「制限無く利用可能であるという普遍的に受け入れられた原則」が確認されていたことは注目すべきことである⁹⁾。さらにFAOは1989年に同申し合わせの解

積として「植物遺伝資源は、保全されるべき人類の共同の遺産 (a common heritage of mankind) であり、現代及び将来世代の利益のために自由に利用可能である」と位置づけた¹⁰⁾。ただし、留意しなければならないのは、ここで言う遺伝資源の「人類の共同の遺産」概念は、深海底や宇宙空間において設定された国際的な管理制度¹¹⁾ というよりもむしろ「万人の共有物 (res communis)」を意味していたという点である¹²⁾。したがって、この遺伝資源へのフリー・アクセスを認める「人類の共同の遺産」概念は、逆に国連海洋法条約や月協定において同名の概念を支持した発展途上国からの痛烈な批判にさらされた¹³⁾。

ところで、UNEPは1987年の第14回管理理事会で、生態系の保全に関する分野の現行の活動を統合し、これまでの条約では対応できていない分野に対処するアンブレラ条約 (umbrella convention) の可能性と考えられる形式を検討するために特別専門部会を設置する決議を採択した¹⁴⁾。しかしながら、既存条約の上位に立つアンブレラ条約の提案は法的・技術的に困難であることから、独立した枠組条約 (framework convention) の採択が現実的とされた¹⁵⁾。また当初は自然保護を前面に打ち出し、ラムサール条約や世界遺産条約が採用する保護対象の登録制度¹⁶⁾ が提唱されたが、発展途上国の反対が強く、採用されなかった。最終的に第15回管理理事会では、事務局長に他の国連機関と協力して「国際的な法文書」に関する作業を開始することを認めたが、それは当時の先進国及び発展途上国の主張を全て網羅する形で、生物種の保全問題に対処するだけでなく、社会経済問題やバイオテクノロジー開発における遺伝資源の利用も包含するものだった¹⁷⁾。

新たに設置された法律技術専門家部会は、1990年11月と1991年2月に2回の会合を開催し、その結果をUNEPに報告した。1991年のUNEP管理理事会は、上記部会を「生物多様性に関する条約のための政府間交渉委員会」に改称して、作業を継続させることを決定した¹⁸⁾。こうして政府間交渉委員会は、1991年6月から1年足らずで5回の会合を開催し、最終的に1992年5月22日にナイロビで開催された第5回会合で、合意テキストはコンセンサスにより採択され、翌月リオで開催されるUNCEDに送付された。

(2) 生物多様性条約の目的及び原則

生物多様性条約は、その目的として1条の第1文で、①生物多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、及び③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、の3つを条約の関係規定に従って実現することを挙げている。

これら3つの目的は、1条の中では並列に列挙されているが、その性質には微妙な「ずれ」が存在する。すなわち、第1目的が、「人類の共通の関心事 (common concern of humankind) (前文3項)」である生物の多様性という国際社会の共通利益の「保全」の側面を強調している

のに対して、第2目的及び第3目的は、生物の多様性が維持されることを前提として、その構成要素及び遺伝資源の「利用」という性質に重きを置いている¹⁹⁾。また第1目的と第2目的は、条約前文において諸国の責任（前文5項）でもあるとされている。まずこの目的及びこれに関連する原則の起草過程を紐解いてみる。

UNCED直前の第5回政府間交渉委員会の前に作成された共同議長の条約草案の中で、条約の目的は、以下の様に規定されていた。

1条 目的

この条約の目的は、現代及び将来世代の利益のため及びその内在する価値のため、最大限可能な生物多様性を保全することである。この目的は、生物資源の利用が持続可能であることの確保、この条約の締約国である発展途上国への新規かつ追加的な資金提供、この条約の締約国である先進国と発展途上国の間の費用と利益の衡平な配分、及び特にこの条約の締約国である発展途上国に対する関連技術の移転に対する経済的及び法的条件の整備、によって達成される²⁰⁾

この草案からもわかるように、当初生物多様性条約の主要な目的は、生物多様性の保全であった²¹⁾。最後の政府間交渉委員会の結果、条約目的を達成するための手段として規定されていた「新規かつ追加的な資金提供」や「技術移転」に関する規定は削除され、さらに「生物多様性の保全」に加えて、「持続可能な利用」及び「利益の公正かつ衡平な配分」も等しく条約目的として掲げられることで条約は採択され、UNCEDに送付された²²⁾。

次に、条約の原則については、政府間交渉委員会第5回会合前の草案において、人類の共通関心事、生物資源に対する主権的権利、国際協力、予防アプローチ、特恵的且つ非商業的な技術移転を始めとして18の諸原則が列挙されていた²³⁾。これらの諸原則は、会合直前には、予防アプローチや特恵的且つ非商業的な技術移転等を削除して7項目に絞られたものの²⁴⁾、最終的なコンセンサスを得ることはできず、結局、先進国と発展途上国の双方が最低限合意可能なストックホルム宣言原則21をそのまま引用して「諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する（3条）」と規定することになった²⁵⁾。

この条約には、政府間交渉委員会での最終文書の採択時、UNCEDの署名開放時、そして各国の批准時に、数多くの宣言が付記された。特に同条約の採択に最も異議を唱えていた米国は、生物多様性の保全の重要性を強調し、条約の原提案者でありながら、この条約の起草プロセスが極めて性急であったことを批判し、特に知的財産権、財政（特に地球環境ファシリティの機能を含む）、技術移転及びバイオテクノロジーに関するテキストの取り扱い、並びに環境影響評

価や他の国際協定との関係などに十分な配慮がなされていないことに不満を表明した²⁶⁾。

(3) 遺伝資源へのアクセスと公正かつ衡平な配分

条約は、特に第3の目的の実現のために、15条で、遺伝資源の取得の機会につき定める権限が当該遺伝資源国の政府に属すること及びその国の国内法令に従うこと(1項)を確認し、取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件(mutually agreed terms: 以下 MAT)で提供すること(4項)、遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、原則として当該締約国による事前の情報に基づく同意(prior informed consent: 以下 PIC)を必要とすること(5項)などを明記する。

またアクセス及び利益配分に関連して、8条の生息域内保全に関して、締約国は、伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を利用する場合、それらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励する(同条(j))ほか、バイオテクノロジーの取扱いについて、他の締約国(特に発展途上国)が提供する遺伝資源を基礎とするバイオテクノロジーから生ずる成果及び利益について、当該他の締約国が公正かつ衡平な条件で優先的に取得する機会を与えられることを促進し及び推進するため、あらゆる実行可能な措置をとらなければならない(19条2項)と規定する。

II ボン・ガイドライン

(1) ボン・ガイドラインの採択過程

生物多様性条約の採択前は、遺伝資源は「万人の共有物」と見なされ、自由なアクセス及び持ち出しが認められていた。その結果、先進国の企業及び研究機関は、発展途上国から遺伝資源を入手し、研究開発に利用してきた。しかしその研究開発の成果については、遺伝資源を提供する側である発展途上国及び当該国の先住人民や地域社会に十分な配分が与えられることはなく、むしろ開発された製品を高額の価格で購入せざるを得ない状況も発生した。条約は、このような発展途上国の不満を前提として、ABSを目的の一つに掲げた。しかしながら、ABSに関する15条の規定においてもPIC及びMATのための条件については明記されておらず、また利害関係者(stakeholders)の役割、義務及び参加についても不明確であった²⁷⁾。

1994年のCOP1(ナッソー・バハマ)では、条約の中期作業計画が採択されたが、その中には、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の衡平な配分に関する既存の立法、行政及び政策上の情報の集積が含まれていた²⁸⁾。しかし1995年のCOP2(ジャカルタ・インドネシア)及び1996年のCOP3(ブエノスアイレス・アルゼンチン)では遺伝資源へのアクセスについての情報提供及び関連機関への協力が促されるにとどまっていた。

ABSに関する検討について具体的に進捗があったのは1998年のCOP4（ブラチスラバ・スロバキア）である。資源提供国である発展途上国から法的拘束力のある議定書の作成が提案されたことを受け、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の問題に関する概念と原則（PIC、MATなど）を明らかにするために、各締約国が選出する公的又は私的機関の専門家によって構成されるABS専門家パネルを設置した²⁹⁾。

1999年10月にサンホセ（コスタリカ）で開催されたABS専門家パネルでは、MAT及び契約上のアプローチ、利益配分のオプションとメカニズム、アクセスに関する立法、PICの概念と手続、知的財産権、及び規制措置とインセンティブ措置といったABSに関する問題について議論し、COPにおいて本パネルでの意見を踏まえた草案を作成することを要請した³⁰⁾。

2000年のCOP5（ナイロビ・ケニア）では、ABS専門家パネルの作業を考慮して、条約のABS規定を実施する締約国を支援するために、ABSに関する法律上、行政上又は政策上の措置、及びABSのMATに基づく契約又はそのほかの取り決めについて提言することを目的として、ガイドライン及びその他のアプローチを作成する権限を有した特別作業部会を設置した³¹⁾。

特別作業部会開催前の2001年3月に、モントリオール（カナダ）で前述の専門家パネルが再招集され、ガイドラインの基礎となる要素について検討し、ABSにおける利用者と提供者の経験の評価、並びに利害関係者の関与に対するアプローチの明確化、そして生物多様性条約の枠組におけるABSに対処するための補完的オプションの研究について、それぞれ結論をCOPに送付した³²⁾。2001年10月にボンで開催されたABS作業部会は、上記結果を踏まえて、ガイドライン草案を作成し、COP6に送付した³³⁾。2002年のCOP6（ハーグ・オランダ）では、第2作業部会でガイドライン草案が審議され、最終的に草案は、先住社会及び地域社会に関する配慮、及び遺伝資源提供国のPIC及びアクセスが認められる際のMATの遵守を支援するための法律上、行政上、政策上の措置に関する規定を挿入するなどの変更を加えてコンセンサスにより採択された³⁴⁾。

(2) ボン・ガイドラインの内容

ボン・ガイドラインは、ABSに関する行政、立法又は政策上の措置を作成する場合、又はABSのための契約上の調整について交渉する場合に、締約国を支援するために採択された。すなわち、「生物多様性条約8条(j)、10条(c)、15条、16条及び19条の規定に特に関連したABSに関する法律上、行政上又は政策上の措置、また、ABSに関するMATに基づく契約並びにその他の取極を作成し、起草する際の情報提供として機能しうる(1項)」。そしてガイドラインのいかなる規定も、生物多様性条約に基づく締約国の権利義務を変更するものと解釈してはならず(2項)、特に天然資源に関する国家の主権的権利に影響を及ぼすものと解釈されるべきではない(4項)。また関連する国内法の代替を意図するものではない(3項)。

当然のことながら、同ガイドラインは、生物多様性条約に従って付与される権利を超えて遺伝資源に関する権利を付与するものと解釈されるものではなく（5項）、特に遺伝資源を原産国から取得した際に MAT から生ずる遺伝資源に関する権利及び義務に影響を及ぼすものと解釈されるべきではない（6項）。

同ガイドラインは、任意性、利便性、実用性、受入可能性、補完性、漸進的アプローチ、柔軟性、及び透明性を確保するために準備され（7項）、適用範囲として、生物多様性条約が対象とするすべての遺伝資源及び関連する伝統的知識、新しい工夫及び慣行、並びに当該資源の商業上又はその他の利用から生ずる利益が、本ガイドラインの対象とされる（9項）³⁵⁾。

同ガイドラインは、関連する国際協定及び組織の活動と首尾一貫し、相互補完的な方法で適用され、FAO が 2001 年に採択した食糧農業植物遺伝資源条約におけるアクセス及び利益配分の規定を害するものではない。したがって、同条約当事国間の遺伝資源契約であれば、同条約が拘束力を持つ。さらに、アクセス及び利益配分問題に関する世界知的財産権機関の活動を考慮する他、アクセス及び利益配分に関する既存の地域的な法令及び協定も考慮すべきとされている（10項）。

本ガイドラインの目的は、(a) 生物多様性の保全と持続可能な利用への寄与、(b) 遺伝資源への ABS 確保のための透明性の高い枠組の提供、(c) ABS 制度策定における指針の提供、(d) ABS の取極における利害関係者(利用者と提供者)の実行とアプローチについての情報提供、(e) 発展途上国（特に後発発展途上国及び小島嶼途上国）に対する ABS の取極に関する能力向上、(f) 生物多様性条約の関連条項の実施に関する認識の促進、(g) 遺伝資源提供国への適正な技術の十分かつ効果的な移転の促進、(h) 前述の目的達成のための必要な資金提供の促進、(i) ABS における締約国間の協力のためのメカニズムとしてのクリアリングハウス・メカニズムの強化、(j) 国内法及び関連の国際文書に基づいた先住社会・地域社会の伝統的知識、新しい工夫及び慣行の保護を認めるメカニズム並びに ABS 制度の策定の寄与、(k) 発展途上国（特に後発発展途上国及び小島嶼途上国）の貧困撲滅の寄与並びに食糧安全保障、保健及び文化的一体性の実現の支援、(l) 分類学研究を妨げることない形で提供者への素材へのアクセスの促進及び利用者への標本に係るすべての情報の促進、と多岐にわたる（11項）。さらに、本ガイドラインは、締約国が自国の生物多様性国家戦略及び行動計画の一部となりうるアクセス及び利益配分の全体戦略の作成において、並びに ABS のプロセスに関わる段階の特定において、締約国を支援することを目的とする（12項）。

各締約国は、条約 15 条を実施するためにアクセス及び利益配分のための国内窓口（focal point）を指定し、クリアリングハウス・メカニズムを通して情報提供を行う（13項）ほか、権限ある国内当局が設置されている場合は、当該当局は、適用される国内法、行政又は政策上の措置に従って、アクセスの許可に責任を負い、交渉プロセス、ABS 要件、ABS 合意のモニ

タリング及び評価，並びに実施及び執行，アクセスされる遺伝資源の保全及び持続可能な利用等に関して助言する責任を負う（14項）。さらに締約国と利害関係者が利用者と提供者のいずれにもなりうることを認識し，役割と責任に関して言及する（16項）ほか，アクセス及び利益配分の取極の適切な策定及び実施を確保するために関連する利害関係者に対して，協議，見解の聴取，情報提供，能力構築などの適当な措置をとるよう促す（17～20項）。

ガイドラインは，提供国においてPICを得るために設定されうる手続に関して助言を提供することによって，ABSプロセスにおける措置を講ずる。その他，紛争解決手続については，「相互に合意した取極の下に生じるほとんどの義務は，提供者と利用者のものであることから，これらの取極から生じる紛争は，アクセス及び利益配分に関する契約上の取極，準拠法及び慣行に従って解決されるべきである。生物多様性条約及び遺伝資源の原産国の国内法令と合致したアクセス及び利益配分の協定が遵守されていない場合には，契約上の取極に規定されている罰金のような制裁の活用を検討することができる」と規定する（59及び60項）。さらに救済方法については，「締約国は，PIC及びMATに関連する要件を含むアクセス及び利益配分に関する生物多様性条約の規定を実施する国内の法律上，行政上，又は政策上の措置の違反に対して，適切な効果的かつバランスのとれた措置をとることができる」と規定する。最後に附属書として素材移転協定の推奨要素（附属書I）及び金銭的及び非金銭的利益（附属書II）のリストを置く。

ボン・ガイドラインは，生物多様性条約において必ずしも明確ではなかったABS手続において一定の指針を与えることに成功した。例えば，遺伝資源のアクセス及び使用の条件に関する典型的なMATの指示リストを提供し，また遺伝資源の提供者及び利用者の役割と責任について助言を与えるため，アクセス及び利益配分プロセスの各段階においては，全体戦略のほか，PIC及びMATについての諸要素を規定した。また，条約15条の利益（benefit）の内容について，附属書IIで金銭的利益以外に非金銭的利益が存在することを確認し，またその中に研究開発成果の共有や技術移転，知的財産権の共同所有を含めるなど具体化を図っている。ABSに関する契約は，先進国と発展途上国の間で行われることが想定されるが，特に発展途上国においてこのような契約の経験は十分ではなく，その意味でCOPが一定の基準を明確化した意義は大きい³⁶⁾。しかしながら，ガイドラインの任意的性質は，資源提供国である発展途上国に強い不満を残し，このことが後述する新たな国際レジームの提案へとつながった。

Ⅲ 遺伝資源へのアクセス及び利益配分をめぐる国際レジーム

(1) 国際レジームの形成

ボン・ガイドライン作成過程においても、遺伝資源の原産国である発展途上国は、同意の無い遺伝資源の持ち出しを防止するため、また確実に十分な利益配分を確保するため、利用者にABSの諸要素、特にPIC及びMATを遵守させるための法的拘束力ある国際レジームの構築が必要であるという主張をおこなっていた。これに対して先進国は、遺伝資源の開発に伴う利益を生み出すためには、その前提として遺伝資源へのスムーズなアクセスが必要であり、そのための実効性のある枠組が重要であること、及び利益配分は分野や関係者の貢献度によって異なるため、個別の契約を重視するべきであり、そのための指針があれば十分であるという考えを持っていた。

ガイドライン採択直後の2002年8月末から9月にかけて南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な発展に関する世界サミット(World Summit on Sustainable Development: 以下WSSD)では、発展途上諸国は、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を促進し、保証するために法的拘束力ある(legally binding)国際レジームの交渉を主張した。この要求は、閣僚会議の結果、「法的拘束力ある」の文言を削除する形でサミットの行動計画に反映された³⁷⁾。COP6でのガイドライン採択からわずか9ヶ月で新たな国際レジームの交渉が提起された背景には、遺伝子資源提供国で構成される国家グループの存在が大きい。同年2月にブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ及びベネズエラの12カ国は、カンクン宣言を発表し、「メガ多様性同土国家(Like-Minded Megadiversity Countries: 以下LMMC)」を結成していた。LMMCは、現行の国際文書では生物多様性の原産国の正当な利益(legitimate interests)を効果的に保護するには限界があることを懸念し、そこで生物多様性及びその構成物の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を効果的に促進・保護するための国際レジームの形成を追求することなどを目的とした³⁸⁾

これらの諸国の積極的な活動により、2003年にモンリオールで開催されたABS作業部会第2回会合では、ABSに関する国際レジームのプロセス、性質、範囲、要素及び方法論を議論し、PIC及びMATの遵守並びに能力構築を確保するための措置も検討することが決まった。

作業部会は、2004年のCOP7(クアラルンプール・マレーシア)で新しい任務を与えられた。すなわちWSSDによって遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な利益配分のための国際レジームについて交渉せよとの各国政府からの活動要請を受けて、15条及び8条(j)の規定並びに条約の3つの目的を効果的に実施するための文書を採択することを目的として、ABSに関する国際レジームを検討することとなった。COPはまた、レジームの検討における

プロセス、範囲、考慮する要素を含めた作業部会の検討の条件に関しても合意した³⁹⁾。

2005年にバンコク(タイ)で開催されたABS作業部会第3回会合でABSに関する国際レジームの交渉が開始した。そこでは、ボン・ガイドラインを補完するための追加的アプローチ、PIC及びMATの遵守を確保するための措置、及びABSのための指標のオプションについての議論が行われた。引き続き2006年にグラナダ(スペイン)で行われた第4回会合では、ABSの国際レジームの交渉のための文書案を編集し、ボン・ガイドラインを補完する追加的アプローチ(国際認証やPIC及びMATの遵守を支援する措置を含む)も検討した⁴⁰⁾。

2006年に開催されたCOP8(クリチバ・ブラジル)において、ABS作業部会は、COPに引き続き国際レジームに関する検討と交渉を継続することを要請され、その作業をCOP10前の可能な限り早い段階で完了させるよう指示された⁴¹⁾。また、COP9の前にABS作業部会は2回の会合(第5回はモントリオール、第6回はジュネーブ)を開催し、ABS、PIC及びMATの遵守、国際的に承認された認証、ABSの文脈での伝統的知識と遺伝資源及び能力構築といったABSに関する国際レジームの実質的要素を検討した。

2008年のCOP9(ボン・ドイツ)は、2年後に開催されるCOP10の前に、ABSに関する国際レジームの検討と交渉を完了するための会合スケジュールについて合意した⁴²⁾。COPはまた、ABS作業部会を支援するために、遵守、概念、条件、作業上の定義及び遺伝子資源に関する分野別アプローチと伝統的知識といった重要な実質的問題に対処するための技術・法律専門家グループを3つ設置することを決定した。

2009年4月に開催されたABS第7回会合(パリ・フランス)では、国際レジームのための具体的な議論のたたき台となる作業文書が作成された⁴³⁾。これには目的、範囲、並びに公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源へのアクセス及び遵守を含む主要要素に対するすべての主張が盛り込まれている。

(2) 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する国際レジーム

①国際レジームの法的拘束力

国際レジームに関する法的拘束力については、交渉における費用対効果の問題や柔軟性の確保といった観点から、現行のガイドラインを維持し、その経験を蓄積していく方が望ましいという意見もある⁴⁴⁾。他方で発展途上国の強い要求により、COP10での新議定書採択の可能性も指摘されている。しかしながら、議定書が採択されたとしても、国際条約の性格上、各国(実際には生物多様性条約締約国)の批准手続を経なければ、法的拘束力は発生しない。発効要件次第だが、資源利用国及び資源提供国の多数が新議定書に参加しなければ、ABSにおける法的な二重基準が発生する危険性もある。従って、COPで資源利用国と資源提供国の双方にとって参加可能性の高い制度について合意する必要がある。その意味では、法的拘束力の有無その

ものに加えて、国際レジームの実効性の担保も重要な検討事項である。

②国際レジームが取り扱う範囲

ボン・ガイドラインは遺伝資源のABSの指針であるが、LLMCは、新たに作成する国際レジームには、遺伝資源に加えて、派生物（derivatives）を対象とするべきという立場を取る。またレジームの遡及適用についても、レジーム発効前に取得した遺伝資源にも適用可能であると主張する。一方先進国は、既存の国際条約でABSについて規定するもの（FAO食糧農業植物遺伝資源条約が想定される）については適用除外とすべきと主張しているのに対して、発展途上国は、既存の条約や国際機関のレジームと相互に調和させて実施することが望ましいとして適用除外に反対している。

また国際的に認識された認証制度、情報開示、意識啓発活動等の遵守を促進する制度についても、これを国際レジームの中で取り扱うか否かについて先進国と発展途上国間の対立がある。そもそも利益配分そのものについて、発展途上国は利益配分を各国国内法によって担保することを提案しているのに対して、先進国は利益配分の内容はあくまでも個々の契約によるべきであり、国際レジームはあくまでも利益配分の促進に限定されると主張している。

③国際レジームの適用対象

国際レジームがCOPの下で作成される以上、その対象は第一義的には締約国となることは間違いない。しかしながら、遺伝資源に関する利害関係者は、多くの場合非国家セクターである。より具体的には資源利用者である企業や研究所、資源提供者である先住人民及び地域社会に、レジームの中でどのような権利義務を設定されるかが問題となる。

ボン・ガイドラインは、先住人民に対して効果的な参加を確保するよう締約国に促している。しかしながら、これまで先住人民の伝統的知識がフリー・アクセスの下で収奪され、その後先進国企業の特許権によって利用が大きく阻まれたことを危惧し、先住人民が伝統的知識及び遺伝資源に対する権利保有者であることを訴えた⁴⁵⁾。この点に関連して、国連が2007年の第61回総会において「先住人民の権利に関する国際連合宣言」を採択したことに留意する必要がある。同宣言は「先住人民の知識、文化及び伝統的慣行の尊重が環境の持続的かつ衡平な発展及び適正な管理に貢献することを承認し（前文10項）」た上で、「その文化遺産、伝統的知識及び伝統的文化表現並びにその科学、技能及び文化（人的遺伝的資源、種子、薬品、動植物の特質、口頭伝承、文学、意匠、スポーツ及び伝統的試合、並びに視覚芸術及び芸能を含む）を維持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。先住人民はかかる文化遺産、伝統的知識及び伝統的文化的表現に対する知的財産権をも有する（31条）」と規定した。先住人民の定義や権利の性質（集合的権利か個人の人権か）といった課題はあるものの、先住人民の権利の認

識が高まることにより、ABS に関する国際法制度も変化を余儀なくされると言える。

いずれにせよ、「公正・衡平な利益配分」の意味について、「先住人民及び地域社会」の知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益の衡平な配分が十分実施できるかについて、また国際環境法の基本原則としての「共通だが差異のある責任」原則を踏まえた上で、どのような国際レジームを構築していくかが問われていると言えよう。

(3) 生物多様性条約の ABS と他の国際条約との関係

生物多様性条約が極めて広範な生物資源を保護対象としていることから、既存の国際条約との間で調整を必要とする。紙幅の都合上、ここでは COP 及び作業部会で議論されてきたいくつかの主要な課題を列挙するにとどめる。

① FAO 食糧農業植物遺伝資源条約

食糧遺伝資源については、CBD が発効したことを受けて、FAO は、食糧農業分野における植物遺伝資源の取扱いに対する方針を転換し、CBD と調和する条約として 2001 年に食糧農業植物遺伝資源条約を採択した。同条約は、多数国間システム (Multilateral System) に基づき、締約国共通の契約規則として、標準材料移転契約 (Standard Material Transfer Agreement) を設定することで植物遺伝資源の取得を促進し、その保全と持続可能な利用及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を行うことによって、持続可能な農業及び食糧安全保障をはかることを目的とする。附属書 I は、ABS を実施する農作物リストとして、35 作物種及び 29 牧草種を規定する。条約は 2004 年 6 月 29 日に発効した (日本は非締約国)⁴⁶⁾。この条約は、植物育種の研究開発プロセスが広範な遺伝資源を必要としていることから、遺伝資源の提供者と利用者との双務的なシステムでは食糧及び農業に用いられる遺伝資源の保全は困難であるという前提に立っている⁴⁷⁾。ボン・ガイドラインでは、「FAO の食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約におけるアクセス及び利益配分の規定を害するものではない」と規定したが、新たな国際レジームの法的拘束力及びその内容によっては、両条約の相互関係に複雑な調整が必要となる可能性がある。

② 世界貿易機関 / 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

世界貿易機関 (World Trade Organization : 以下 WTO) の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights : 以下 TRIPS 協定) 27 条 3 項は特許対象の除外を規定している。資源提供国である発展途上国は、同項 (b) は生物多様性条約 15 条と抵触するとして、資源国の生物遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアの保護を目的とする同項の改正が、生物多様性条約と TRIPS 協定の相違を解消

するために必要であると主張する。これに対して資源利用国である先進国は、両条約間に抵触はなく、生物多様性条約の目的を達成するため TRIPS 協定の改正は不要という立場を取っている。この点に関連して、2001年にドーハで採択された閣僚宣言では、TRIPS 協定 27 条 3 項 (b) と生物多様性条約との関係を考慮し、生物多様性、伝統的知識、フォークロアの保護方法を検討すべきであると決定した (19 項)⁴⁸⁾。現在同宣言の下で TRIPS 協定と生物多様性条約の関係について TRIPS 理事会で議論が継続中であるが、特に対立しているのが、生物遺伝資源や伝統的知識を含む特許の中での出所、合法的アクセス方法を特許出願明細書で開示を義務づけるか否かである⁴⁹⁾。

③その他

知的財産権の保護をめぐるのは、植物の新品種の保護に関する国際条約⁵⁰⁾が規定する新品種の保護要件及び育成者の権利と生物多様性条約における資源提供国の主権並びに先住人民及び地域社会に対する利益の衡平な配分との関係も課題である。また生物多様性条約は 22 条で「条約規定は現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない」と規定し⁵¹⁾、特に海洋環境に関しては、「海洋法に基づく国家の権利及び義務に適合するようこの条約を実施する」と定める (同条 2 項) が、深海底における海底遺伝資源の取扱い⁵²⁾なども今後の課題として残されている。

おわりに

生物多様性条約は、本来その名の通り、生物の多様性を包括的に保全することを主要な関心としてその起草が期待されていた。しかしながら 1980 年代から急速に発展してきたバイオテクノロジー技術の進展並びにそれに伴う遺伝資源の搾取への危惧、そして資源利用から発生する利益の配分をめぐる先進国と発展途上国の対立により、条約交渉の中で手段が目的化し、「利益配分」が前面に押し出される形で条約が作成された。これにより、条約は、遺伝資源による利益配分の性質を包摂するに至った。条約採択から批准時にかけて、米国だけでなく多くの諸国が宣言を付した事実は、この条約が「採択」を最優先に考え、全面的なコンセンサスを得る努力が放棄されていたことを物語っている。

ここで条約の中で確認された 3 つの目的および原則について再確認しておきたい。条約の起草過程で見たように、条約の目的については「生物多様性の保全」に「(生物多様性の) 構成要素の持続可能な利用」及び「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」が条約交渉の最終段階になって一つの文章として加わることによって成立した。McConnell の言葉を借りれば「抜け目なく、しかし全く格調のない形で」3 つの目的は一つの文章につながった⁵³⁾。

また条約の原則についても、条約起草過程では、先進国と発展途上国の間で激しい対立があったにもかかわらず、UNCEDまでに最終文書を採択しなければならないという理由によって、条約本文ではストックホルム宣言原則21をそのまま採用し、その結果、締約国による天然資源への主権的権利だけが強調される結果となった。

遺伝資源は確かに天然資源であるが、資源の再生可能性や可動性という点で鉱物資源や化石燃料とは相対的に（しかし本質的に）異なる⁵⁴⁾。その限りで、遺伝資源については、その領域国の主権的権利を認めながらも、従来の天然資源とは異なる対応を図っていく可能性は検討に値する。換言すれば、各国の遺伝資源の主権的権利を認めつつ、国際社会全体で遺伝資源をどのように保全し将来世代に引き継いでいくかについての議論が急務である。

その意味では、条約3条でストックホルム宣言原則21が採用された意義についても再検討が必要である。同原則は、トレイル精錬所事件⁵⁵⁾で確認された領域における国家の管理責任をさらに推し進め、国家の天然資源に対する主権的権利と国家領域外を含めた環境損害に対する国家の管理責任を確認した。国際司法裁判所の判例⁵⁶⁾に鑑みれば、国際環境法の基本原則と言える。もっとも、生物多様性条約のABSに関する議論の中では、同原則の前段の天然資源に対する国家の主権的権利のみが強調され、後段の国家の環境責任に関してはそれほど注目されてこなかった。確かに同原則の後段は、これまで基本的には相互主義的な越境損害に対する国家責任を導くものとして理解されてきた。同原則は国連海洋法条約(193条及び194条2項)やオゾン層保護ウィーン条約(前文1項)といった普遍的な国際条約の中でもその重要性が確認されているが、生物多様性の保全という観点でその意味するところは必ずしも明確ではない⁵⁷⁾。

最後に、生物多様性条約のABSを見る限り、もはや課題への対応は環境条約の内部の問題にとどまらず、貿易秩序(WTO/TRIPS)や人権(先住人民の権利)に影響を与えていることは明らかである。そこで必要になってくるのが「持続可能な発展に関する法」(Sustainable Development Law)という規範枠組の検討である。周知の通り、「持続可能な発展」概念は、WTOの前文に基本概念として組み込まれ(1項)、また1995年の社会開発に関するコペンハーゲン宣言を見てもわかるように、今日環境保護と経済発展だけではなく、社会発展を組み込んだ統合概念として一般的な支持を得ている。他方で同概念は、その曖昧性から、実効性についての疑問が提起されたり、結局のところ開発重視の概念として用いられているといった批判もある。

しかしながら、国際社会は、グローバリゼーションの進展に伴う社会問題の高度化・複雑化を解決する処方箋として、環境保護、経済発展、社会発展の統合概念としての持続可能な発展に関する国際法の重要性を再認識し、その法原則の確立に向けて理論構築と実行の蓄積が必要であることは間違いない。より具体的には、多数国間環境協定が資源の配分や経済活動に関わる問題として交渉を困難にしている現状を打開するために、「持続可能な発展」を実現する国

際法の実施メカニズムを国連の場で再検討することが希求されていると言えよう。

注

- 1) 生物多様性条約全体の概要については、高村ゆかり「生物多様性条約」水上千之他編『国際環境法』（有信堂・2001年）130-145頁、藤原良「生物多様性条約及びバイオセーフティ条約」西井正弘編『地球環境条約』（有斐閣・2005年）114-140頁。
- 2) Millennium Ecosystem Assessment, *Ecosystems and Human Well-being: Synthesis*, Island Press, 2005, p.4.
- 3) ストックホルム会議では、その準備作業で種の多様性の保持の重要性を確認し、各国政府に対して、世界の遺伝資源の保存のための国際的な計画への同意を勧告するにとどまっている。Environmental Aspects of Natural Resources Management, UNGA A/CONF.48/7, 26 January 1972, paras.100-120.
- 4) 1986年より世界自然保護基金（World Wide Fund for Nature）に改称。
- 5) International Union for Conservation of Nature and Natural Resources, *World Conservation Strategy*, IUCN, Switzerland, 1980.
- 6) Cyrille de Klemm in collaboration with Clare Shine, *Biological Diversity Conservation and the Law: Legal Mechanisms for Conserving Species and Ecosystems*, World Conservation Union, 1993, p.17.
- 7) The World Commission on Environment and Development, *Our Common Future*, OUP, 1987, pp.160-163. なお、同報告書より前の1985年にASEAN諸国が採択した「自然及び天然資源の保全に関するASEAN協定」では、同報告書よりも先に「持続可能な発展」を条約の目的に掲げ（1条）、遺伝資源の多様性を維持するための遺伝子銀行の創設（3条）などを規定している（ただし未発効）。
- 8) WCED, Legal Experts Group, "Legal Principles for Environmental Protection and Sustainable Development," *Environmental Protection and Sustainable Development: Legal Principles and Recommendations*, Graham & Trotman, 1986, p.9.
- 9) Resolution 8/83 of the Twenty-second Session of the FAO Conference. Rome, 5-23 November 1983.
- 10) Agreed Interpretation of the International Undertaking, Resolution 4/89 of the Twenty-fifth Session of the FAO Conference, Rome, 11-29 November 1989.
- 11) 人類の共同の遺産概念について、田中則夫「深海底の法的地位をめぐる国際法理論の検討（1）（2・完）」『国際法外交雑誌』第85巻5号（1986年）447-472頁及び第86巻3号（1987年）243-280頁、及び古賀衛「『人類の共同遺産』概念再考」『西南学院大学法学論集』第35巻3/4号（2003年）39-69頁。And see, Kemal Baslar, *The Concept of the Common Heritage of Mankind in International Law*, Nijhoff, 1998.
- 12) このような背景には、1960年代の「緑の革命」と呼ばれる国際的な穀物増産計画の結果、数多くの国際農業研究機関（例として世界銀行・国連食糧農業機関・国連開発計画等の主導の下での国際農業研究機関）が設置されたことにより、その活動の根本理念として「遺伝資源は人類共有の資産」であって、この資産を人類の福祉に最も効果的に利用するべきという理解があったと思われる。河野和男『自殺する種子 遺伝資源は誰のもの？』（新思索社・2001年）283頁。
- 13) これを受けて、FAOも食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下食糧農業植物遺伝資源条約）で遺伝資源に対する方向転換した。

- 14) UNEP Decision 14/26, Rationalization of International Conventions on Biological Diversity, 17 Jun. 1987.
- 15) Fiona McConnell, *The Biodiversity Convention- A Negotiating History: A Personal Account of Negotiating the United Nations Convention on Biological Diversity and After*, Kluwer Law International, 1996, p.11.
- 16) 多数国間環境協定の登録制度については拙稿「締約国会議における情報管理と報告審査制度」西井正弘編『地球環境条約』（有斐閣・2005年）390-401頁参照。
- 17) UNEP Decision 15/34, *Preparation of an International Legal Instrument on the Biological Diversity of the Planet*, 25 May 1989.
- 18) UNEP Decision 16/42, *Preparation of an International Legal Instrument on the Biological Diversity*, 31 May 1991.
- 19) 森岡一『生物遺伝資源のゆくえ 知的財産制度からみた生物多様性条約』（三和書籍・2009年）7頁。
- 20) Second Informal Note by the Chairman of the INC and the Executive Director of UNEP regarding Possible Compromise Formulations for the Fifth Revised Draft Convention on Biological Diversity, UNEP/Bio.Div/N.7-INC.5/4, 11 May 1992, p.3.
- 21) なお、政府間交渉委員会第5回会合開始直前の草案では、第二の目的としての「生物多様性の保全から生ずるバイオテクノロジーに関する研究の利益の公正かつ衡平な配分」が選択肢の一つとして挙げられていた。Fifth Revised Draft Convention on Biological Diversity, UNEP/Bio.Div/N7-INC.5/2, 20 February 1992, p.4.
- 22) Veit Koester, "The Biodiversity Convention Negotiation Process And Some Comments on the Outcome," *Environmental Policy and Law*, vol.27, 1997, p.181.
- 23) Supra note 21, pp.7-9.
- 24) Supra note 20, pp.5-6.
- 25) なお、3条は、同時期に採択されたりオ宣言原則2において、ストックホルム宣言原則21に加えられた「(自国の資源をその環境政策及び) 発展政策 (に従って)」という文言は存在しない。
- 26) Declaration of the United States of America in Secretariat of the Convention on Biological Diversity, *Handbook of the Convention on Biological Diversity*, Earthscan Pubns Ltd, 2002, p.278.
- 27) ボン・ガイドライン採択前のABSの分析について、Gregory Rose, "International Regimes for the Conservation and Control of Plant Genetic Resources," Michael Bowman and Catherine Redgwell ed., *International Law and the Conservation of Biological Diversity*, Kluwer Law International, 1996, pp.145-169.
- 28) Decision I/9 Medium-term programme of work of the Conference of the Parties, Report of the first Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/1/17, 28 February 1995, pp.60-65.
- 29) Decision IV/8 Access and benefit-sharing, Report of the Fourth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/4/27, 15 June 1998, pp.109-110.
- 30) Report of the Panel of Experts on Access and Benefit-Sharing, UNEP/CBD/COP/5/8, 2 November 1999.
- 31) Decision V/26, Access to genetic resources, paras.10-11, Report of the Fifth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/5/23, 22 June

- 2000, p.197. 検討される主要な要素は以下の5つである。(a) PIC及びMATの条件, (b) 利害関係者の役割, 責任及び参加, (c) 生息域内保全及び生息域外保全並びに持続可能な利用に関連する側面, (d) 利益配分のメカニズム (例えば技術移転及び共同研究開発), (e) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的生活様式を具現する先住人民及び地域社会の知識, イノベーション, 及び実行の尊重, 提示及び維持を確保するための措置 (知的財産権に関するWIPOの作業を考慮に入れる)。
- 32) Report of the Panel of Experts on Access and Benefit-Sharing on the Work of its Second Meeting, UNEP/CBD/WG-ABS/1/2, 9 April 2001, pp.12-25.
- 33) Report of the Ad hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, UNEP/CBD/COP/6/6, 31 October 2001.
- 34) Decision VI/24, Access and benefit-sharing as related to genetic resources, Report of the sixth meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/6/20, 27 May 2002, pp.254-270. なお, COP6でも発展途上国の一部 (エチオピア及びフィリピン) がABSに関する国際的に法的拘束力のある文書の採択を表明したが, その他の国は文書の任意性及び国内法令への非代替性を強調したため, 支持を集めることはできなかった。See, *Earth Negotiations Bulletin*, Vol. 9 No. 239, p.9.
- 35) Stephen Tully, "The Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Benefit Sharing," *Review of European Community & International Environmental Law* vol.12-1, 2003, pp.84-98.
- 36) 各国のABSに対する対応については林希一郎『生物遺伝資源アクセスと利益配分に関する理論と実際 - 新医薬品開発を例に -』大学教育出版 (2007年)。
- 37) Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development, para.44 (o), Report of the World Summit on Sustainable Development, A/CONF.199/20, pp.33-35.
- 38) LMMCの活動については以下のウェブサイトを参照した。http://www.lmmc.nic.in/prologueLmmc_new.php?Section=two なお, LMMCはその後ボリビア, コンゴ共和国, マダガスカル, マレーシア, フィリピンの5カ国が加わり, 17カ国 (2009年10月現在) となっている。
- 39) Decision VII/19 Access and benefit-sharing as related to genetic resources (Article 15), Report of the Seventh Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/7/21, 13 Apr. 2004, pp.297-313.
- 40) Analysis of Measures to Ensure Compliance with Prior Informed Consent of the Contracting Party Providing Genetic Resources and Mutually Agreed Terms on which Access was Granted, and of Other Approaches, including an International Certificate of origin/source/legal Provenance, UNEP/CBD/WG-ABS/3/5, 10 December 2004.
- 41) Decision VIII/4 Access and benefit-sharing, Report of the Eighth Meeting of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/8/31, pp.128-138
- 42) Decision IX/12 Access and benefit-sharing, Report of the Ninth Meeting of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/9/29, 9 Oct. 2009, pp.109-121.
- 43) Report of the Seventh Meeting of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, UNEP/CBD/WG-ABS/7/8, 5 May 2009, pp.21-56.
- 44) W.Brandee Chambers, "WSSD and an International Regime on Access and Benefit Sharing: Is a Protocol the Appropriate Legal Instrument?", *Review of European Community & International Environmental Law* vol.12-3, 2003, p.320.

- 45) Report of the Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, UNEP/CBD/COP/6/6, 31 October 2001, paras.44-46.
- 46) 板倉美奈子「食料農業植物遺伝資源国際条約について ―遺伝資源の保全と持続可能な利用をめぐる一―」『静岡大学法政研究』第9巻第2号（2004年）27-49頁。
- 47) Francoise Burhenne-Guilmin, "Biodiversity and International Law: Historical Perspectives and Present Challenges: Where Do We Come from, Where Are We Going?", Michael I. Jeffery, Jeremy Firesone & Karen Bubna-Litic ed, *Biodiversity, Conservation, Law + Livelihoods: Bridging the North-South Divide*, Cambridge Univ. P, 2008, p.36.
- 48) Ministerial Declaration adopted on 14 November 2001, WT/MIN (01)/DEC/1, 20 November 2001.
- 49) 生物多様性条約と TRIPS 協定との関係については, 中川淳司「生物多様性条約と国際法的技術規制」『国際経済法学会年報』第6号（1997年）21-44頁。
- 50) 1961年12月2日に採択され, その後1972年, 1978年及び1991年に改正されている。日本は1991年改正条約に批准している。
- 51) ただし, 生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合を除く。
- 52) 国連海洋法条約では深海底の資源は人類の共同の財産とされている（136条）が, そこていう「資源」とは鉱物資源に限定されている（133条）。
- 53) Fiona McConnell, *supra note.15*, p.89.
- 54) Natalie P. Stoianoff, "An International Perspective on the Implementation of the Biodiversity Treaty and Access to Biological Resources," Natalie P. Stoianoff ed, *Accessing Biological Resources: Complying with the Convention on Biological Diversity*, Kluwer Law International, 2004, p.52.
- 55) See, Trail Smelter Case, *Reports of International Arbitral Awards*, vol.3, pp.1962-1965.
- 56) See, Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, *ICJ Reports 1996*, pp.241-242.and Case concerning the Gabcikovo-Nagymaros Project, *ICJ Reports 1997*, p.41.
- 57) Desiree M. MaGraw, "The CBD-Key Characteristics and Implications for Implementation," *Review of European Community and International Environmental Law*, vol.11-1, 2002, pp.17-28.

※本稿は, 平成21年度科学研究費補助金（基盤C）による研究助成（研究課題「『持続可能な発展』法の形成と展開－環境レジームと市場メカニズムの相克と調整－）の成果の一部である。

（西村 智朗, 立命館大学国際関係学部教授）

Access to Genetic Resources and Benefit Sharing under the Convention on Biological Diversity

The Convention on Biological Diversity (CBD) is one of the most famous multilateral environmental agreements, which was open for signature in 1992 UN Conference on Environment and Development. This Convention has three objectives as stated in Article 1 of CBD: the conservation of biological diversity, the sustainable use of its components and the fair and equitable sharing of the benefits arising out of the utilization of genetic resources. At the same time, it is noteworthy that this convention adopted the principle 21 of Stockholm Declaration in 1972 without modification in Article 3.

This paper focuses the foregoing third objective. The access to genetic resource and benefit sharing arising out of them (ABS) is now raising the most important and controversial issue in the CBD and therefore has been negotiating in the Conference of Parties (COP) and the Ad hoc Working Group in order to complete the International Regime (IR) by COP10 at Nagoya, Japan in 2010. Developed and developing countries have been in fierce conflict with the contents and the legal character of IR, although CBD is designed to secure a common concern of humankind of the conservation of biological diversity.

To clarify these issues in dispute, this paper examines the drafting process on the articles of the objectives and the principle on CBD in the Internegotiating Committees and the Bonn guidelines on ABS adopted in 2002. The result of these reviews shows the necessity to implement the fair and equitable benefit sharing under the new regime and the difficulty of reaching a multilateral agreement in the international community. Additionally, this paper indicates some debatable issues including intellectual property rights and indigenous knowledge and inter-linkage between CBD and other regimes under international law.

(NISHIMURA, Tomoaki, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)